

美濃加茂市地域福祉活動計画

〔第3期〕



みのりん

美濃加茂市社会福祉協議会キャラクター

令和2年（2020年）3月

社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会

目次

はじめに	1
第1章 地域福祉活動計画の目的	2
1. 地域福祉活動計画とは	2
2. 美濃加茂市地域福祉活動計画策定の意義	2
3. 美濃加茂市地域福祉活動計画〔第3期〕策定の経緯	2
4. 計画の期間	3
5. 地域福祉活動計画の位置づけ	3
6. 計画における圏域の考え方	4
7. 地域共生社会について	5
8. SDGs について	5
9. 計画の進行管理について	7
10. 計画の策定体制	7
第2章 施策の体系	8
1. 基本理念	8
2. 基本目標	8
3. 美濃加茂市地域福祉活動計画〔第3期〕の体系図	9
第3章 目標達成に向けた施策	10
・基本目標1 地域の“つながり”づくり	10
（1）地域の課題を共有・協議する場づくり	
（2）地域の居場所づくり	
・基本目標2 地域の“支え合い”づくり	12
（1）地区社会福祉協議会の活動支援	
（2）支え合いの仕組みづくり	
（3）災害ボランティア活動の推進	
・基本目標3 地域の“担い手”づくり	15
（1）地域福祉の担い手づくり	
（2）福祉教育の推進	
（3）社会福祉法人の連携・協働	
「美濃加茂市地域福祉活動計画〔第3期〕」の策定にあたって	18

はじめに

今日我が国は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来を背景に、地域のつながりの希薄化や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に直面しています。

このような状況の中で、国においては、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けての取り組みが進められています。

この課題解決に向け、地域福祉の推進を使命とする私ども社会福祉協議会は、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めなければなりません。

その方向性を示す指針として、市の地域福祉計画の改定に合わせて、『美濃加茂市地域福祉活動計画（第3期）』を策定いたしました。

この計画は、「支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を基本理念とし、『つながりづくり』、『支え合いづくり』、『担い手づくり』の3つの基本目標を定めました。

今後、地域福祉活動計画に沿い、市民やボランティアの皆様、行政及び関係機関と協働して地域共生社会の実現に取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご指導いただきました岐阜大学地域協学センターの先生方、アンケートやヒアリング調査にご協力いただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和2年（2020年）3月

社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会
会 長 海 老 和 允

第1章 地域福祉活動計画の目的

1. 地域福祉活動計画とは

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に規定された社会福祉協議会が中心となって、地域が抱える福祉課題の解決に向けて、市民やボランティアなどと協働して取り組むことを定めた民間の活動・行動計画が「地域福祉活動計画」です。

2. 美濃加茂市地域福祉活動計画策定の意義

現在、美濃加茂市では、少子高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加、自治会、老人クラブ（健寿会）、子ども会など地縁型住民組織の加入率の低下等により地域のつながりの希薄化が進行し、従来のような地域で支え合う仕組みが脆弱になりつつあります。

また、生活スタイルや家族構成の変化等に伴って、地域の福祉ニーズは複雑化・多様化し、既存の制度では解決できない「制度の狭間」や「社会的孤立」などの課題が顕在化しています。

一方では、近年全国各地で発生している自然災害などから、かつての“向こう三軒両隣”のような地域での市民同士の助け合い・支え合いの必要性が求められています。

美濃加茂市地域福祉活動計画〔第3期〕（以下「本計画」という。）は、このような課題の解決に向けて、美濃加茂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市民、ボランティアなどと協働し、地域福祉活動を実践するための具体的な取り組みを定めたもので、市が地域福祉を推進するための方向性や施策を定めた「美濃加茂市地域福祉計画」と基本理念を共有し、いわば車の両輪となって美濃加茂市における地域共生社会の実現を目指します。

3. 美濃加茂市地域福祉活動計画〔第3期〕策定の経緯

本会では、平成18年度から5カ年を計画期間とする「美濃加茂市地域福祉（活動）計画」を市と協働で策定しました。しかし、計画期間終了後は、市の第5次総合計画（平成21年度から平成31年度）の中で対応することになり、継続した計画は策定されないままとなりました。その後、平成29年度から3カ年を計画期間とする現行の「美濃加茂市地域福祉活動計画〔第2期〕」を策定しましたが、今年度最終年度を迎えることから、新たに「本計画」を策定することとしました。

4. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和5年度までの4年間に行う計画について定めたもので、「美濃加茂市地域福祉計画」の計画期間と同一期間です。
また、年度ごとに評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

5. 地域福祉活動計画の位置づけ

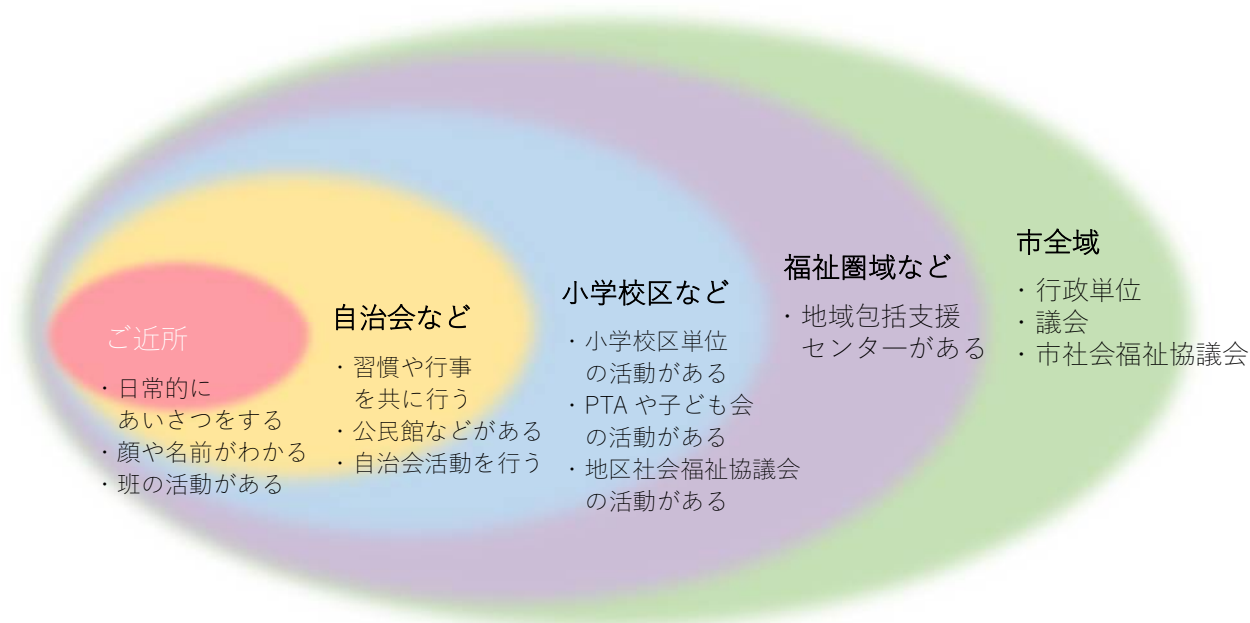
本計画は、「美濃加茂市地域福祉計画」と互いに補完し合い、市の関連計画との整合を図りながら、地域福祉の推進を目指します。



6. 計画における圏域の考え方

本計画では、6つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、各圏域での役割を明確にしながらか相互に機能強化を図ることにより、地域福祉活動を重層的に機能させて地域福祉を推進します。

【これまでの圏域のとらえ方のイメージ】



【これからの圏域のとらえ方のイメージ】

圏域		圏域の性質	オーダーメイド
0層	友人・親族	居住地を限定しないつながり	どの層にどの程度関わるかは個人に合わせて柔軟に変化する。
1層	向こう三軒両隣	普段あいさつをするご近所の間柄	
2層	自治会内	単位自治会等の日常的な活動範囲	
3層	行政区（地区）	市内8地区の地区社会福祉協議会	
4層	福祉圏域	地域包括支援センターの3区域	
5層	市全体	市一律の公的サービス	

7. 地域共生社会について

現在、我が国では、少子高齢化や人口減少が加速する中、「制度の狭間」や「社会的孤立」など既存の制度では対応ができない課題が顕在化しています。地域共生社会とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が我が事として参画し、「人と人」、「人と資源」が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

8. SDGs について

本計画は、SDGs【Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標】の考えを取り入れています。

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標で、「持続可能な世界を実現」するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを目指しています。

本計画では、「持続可能な地域福祉づくり」を目指し、具体的な事業ごとに関連するSDGsのマークを表示しています。



SDGs「持続可能な世界を実現」するための17のゴール（目標）



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



4. 質の高い教育をみんなに

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。



6. 安全な水とトイレを世界中に

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



10. 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



12. つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



14. 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



15. 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



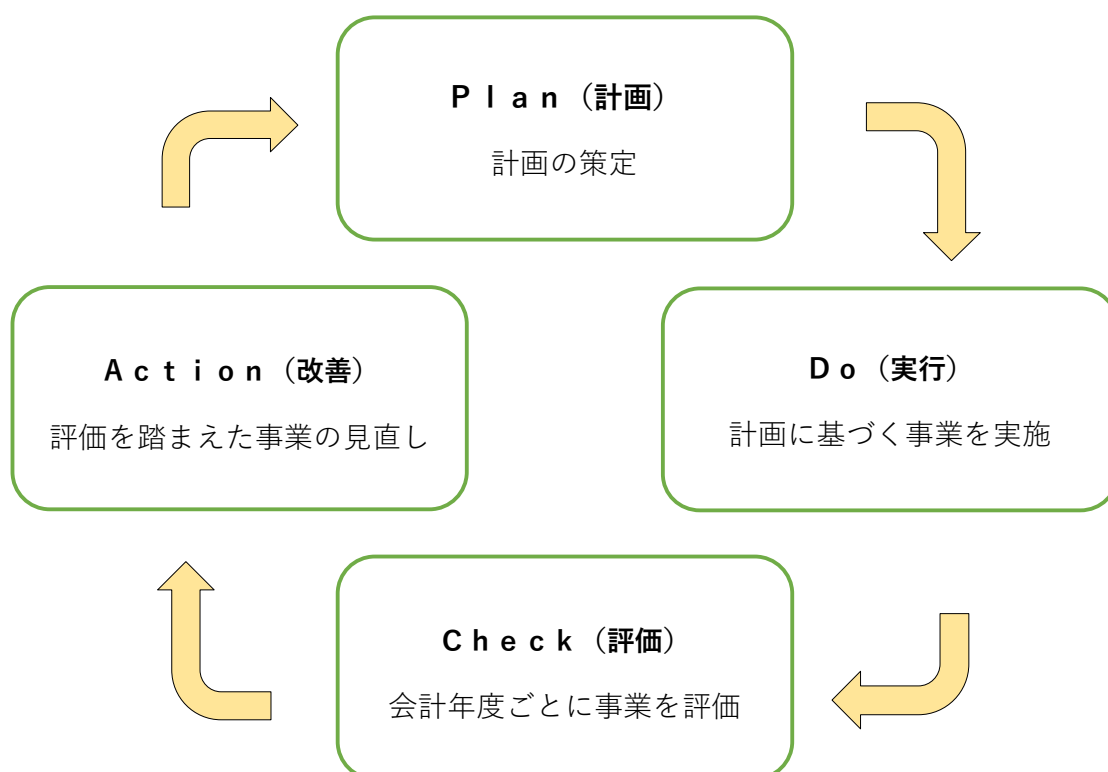
17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

9. 計画の進行管理について

本計画の進行管理は、管理業務を継続的に改善する方法である「PDCAサイクル」を活用し、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことで、計画の達成を目指します。

【PDCAサイクルに基づく計画の進行管理】



10. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市と連携を図りながら取り組み、国立大学法人 岐阜大学（地域協学センター）の監修のもとに策定しました。また、本会が実施した民生児童委員、福祉委員、ボランティア団体などへのアンケート調査、市が実施した自治会、福祉関係者などへのヒアリング調査の結果を計画に活かしました。

第2章 施策の体系

現行の美濃加茂市地域福祉活動計画〔第2期〕の基本理念「支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を継承しつつ、地域共生社会の実現のために本計画の基本目標を次のように設定しました。

1. 基本理念

支え合い 笑顔あふれる まちづくり～地域共生社会の実現に向けて～

この基本理念は、地域に暮らすすべての人々が、共に理解し合い、支え合いながら、安心して暮らせる笑顔あふれるまちづくりを目指します。

2. 基本目標

① 地域の“つながり”づくり

地域での孤立を防ぐため、地域の課題を話し合う場や誰もが気軽に集える居場所を通じて、地域のつながりを深めることに取り組みます。

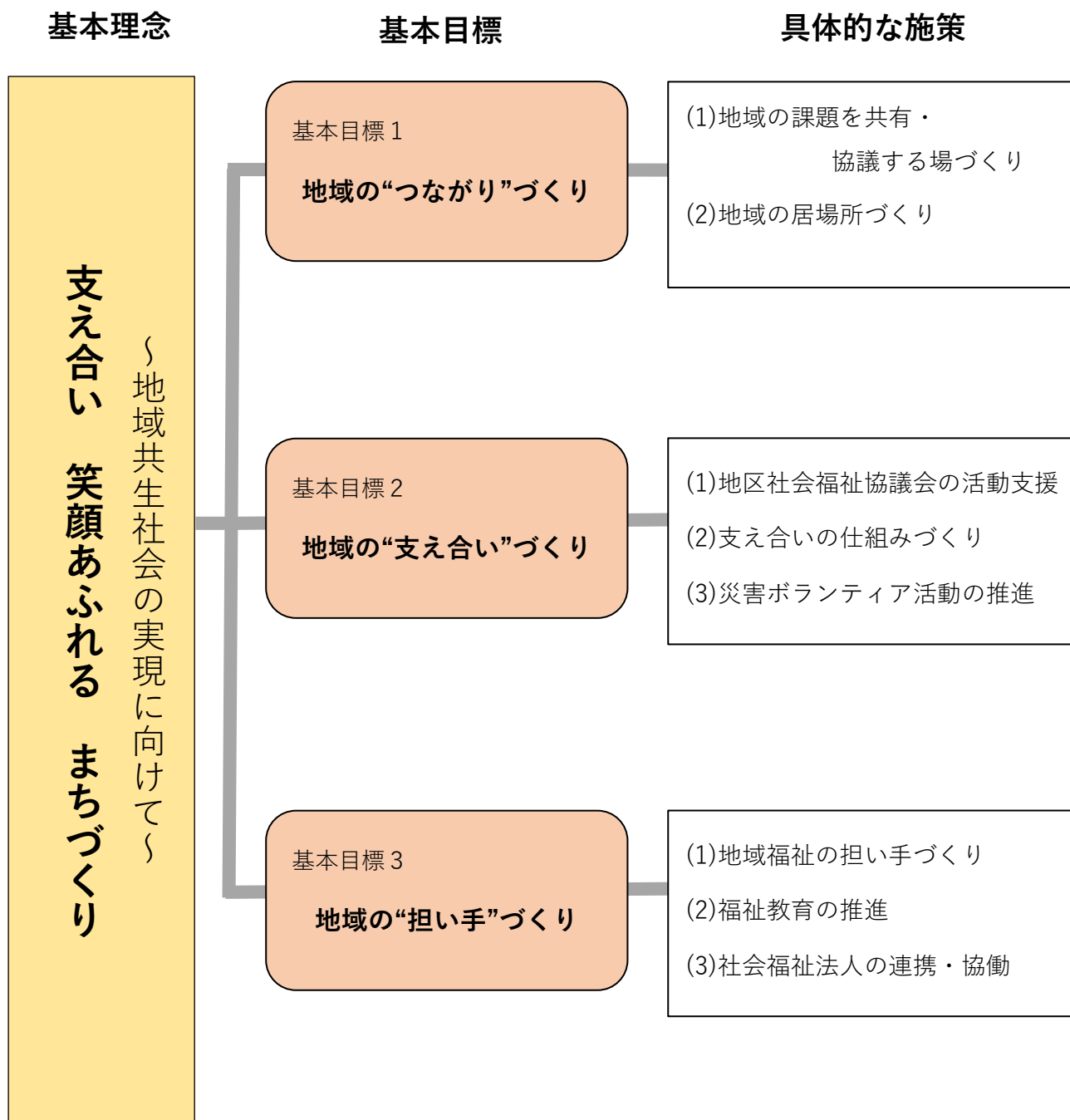
② 地域の“支え合い”づくり

地域の多様な福祉課題に応えるため、地区社会福祉協議会と連携した福祉活動や、市民相互の支え合い活動の仕組みづくりに取り組みます。

③ 地域の“担い手”づくり

地域福祉の担い手を広げるため、地域の福祉活動を支える人材の育成や社会福祉法人の連携・協働による公益活動に取り組みます。

美濃加茂市地域福祉活動計画〔第3期〕の体系図



第3章 目標達成に向けた施策

基本目標 1

地域の“つながり”づくり

(1) 地域の課題を共有・協議する場づくり

【方向性】

誰もが安心して暮らせる地域をつくるためには、地域の課題を「我が事」として受け止めて、地域住民が主体的に地域の福祉課題を把握して、解決を試みる体制づくりが必要です。

地域の課題について、地域住民相互で話し合う場づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 地域福祉懇談会（仮称）の開催

地域住民同士で、地域の抱える課題を話し合い、地域の福祉課題を共有し、解決策を協議する場をつくれます。

2. 民生・児童委員と福祉委員の活動支援

民生・児童委員と福祉委員の情報共有の機会を図り、連携して地域福祉活動に取り組める体制をつくれます。

【SDGs 達成すべき目標】



(2) 地域の居場所づくり

【方向性】

地域のつながりが希薄化しており、様々な理由で孤立する方や、ひきこもり状態にある方が増加しています。地域の誰もが、安心して気軽に立ち寄ることができる身近な居場所を通じて、地域のつながりの再構築に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 多様な居場所づくりの支援

子ども、若者、高齢者などの多様な居場所（集いの場）づくりを支援し、困ったときに助け合える関係性を構築することにより、社会的な孤立を防ぎます。

2. 居場所づくり等に関する情報の発信

広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用して地域の居場所を広く周知します。また、地域住民に向けて地域の居場所の役割と必要性について知る機会をつくります。

【SDGs 達成すべき目標】



基本目標 2

地域の“支え合い”づくり

(1) 地区社会福祉協議会（地区社協）の活動支援

【方向性】

美濃加茂市には8地区に地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）が設置されています。地区社協は、住民組織として、地域の実情に応じた福祉活動を展開し、地域福祉を進める上で重要な役割を果たしています。

本会と地区社協は、連携・協働して地域福祉の推進に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 地区社協の活動支援

地区社協の活動支援のため、情報を共有し、地域福祉の専門機関として事業推進に協力するとともに活動費の助成を行います。

2. 地区社協連絡会（仮称）の開催

地区社協活動の情報共有や話し合う機会を通じて、地区社協間の連携を図り、活動の活性化につなげます。

【SDGs 達成すべき目標】



(2) 支え合いの仕組みづくり

【方向性】

かつての『向こう三軒両隣』のような地域で相互に支え合う機能が弱まりつつあります。地域や家庭で抱える課題が複雑・多様化する中で、課題解決に向けて、地域を基盤に市民相互の支え合い活動が広がるように取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 地域での支え合いの仕組みづくり

近隣関係が希薄になる中、地域での支え合いや助け合いの必要性が増しています。困ったときに地域で支え合える仕組みをつくります。

2. 支え合い・助け合いの意識づくり

市民相互の支え合い活動を推進するためには、地域の多くの人に支え合い活動に興味や関心を持ってもらう必要があります。研修会等を通じて地域での支え合いや助け合いの意識を高めます。

【SDGs 達成すべき目標】



(3) 災害ボランティア活動の推進

【方向性】

美濃加茂市に大規模な災害が発生した場合、全国各地よりボランティアが支援に訪れることが考えられます。本会は、市と「災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」を結んでいることから、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げ、円滑にボランティアの受け入れが行えるように体制整備に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 災害ボランティアセンター設置訓練の実施

災害ボランティアセンターの設置訓練を市と協働で実施し、災害時に迅速に対応できる体制をつくります。

2. NPO・ボランティア団体等の連携強化

災害ボランティアセンターを運営するには、NPO・ボランティア団体等の協力が必要不可欠です。災害時に協働・連携が取れるように、平時からNPO、ボランティア団体等との顔の見える関係を構築します。

【SDGs 達成すべき目標】



基本目標3 地域の“担い手”づくり

(1) 地域福祉の担い手づくり

【方向性】

地域福祉の担い手であるボランティアの固定化や高齢化が課題となっています。持続的に地域福祉活動に取り組むためには、担い手となる人材の確保や育成が必要です。地域福祉の担い手となる人材の育成に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 地域福祉活動を担う人材の育成

地域福祉活動の担い手を確保するため、担い手を養成するための講座を開催するとともに、福祉サービスの受け手から担い手になれるよう地域への参加を促進し、人材育成に取り組みます。

2. ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動について、情報発信やニーズに対するマッチングを行い、ボランティア活動への参加を広く市民に呼びかけます。

3. ボランティア団体の活動支援

ボランティア団体が持続的に活動に取り組めるように、スキルアップ研修や事業費助成などを実施し、ボランティア活動に取り組みやすい環境をつくります。

【SDGs 達成すべき目標】



(2) 福祉教育の推進

【方向性】

地域福祉を推進するには、市民が地域に興味や関心を持ち、地域の福祉課題に気づき、その課題を解決するための学びが必要です。地域を基盤とした福祉教育を実践し、地域福祉活動やボランティア活動への理解と関心を深めることにより、地域福祉の向上に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 地域ぐるみの福祉教育の推進

子どもたちから大人までのあらゆる世代を対象に、自分の暮らす地域に関心を持ち、地域の特性や福祉課題を学ぶことのできる場をつくります。

2. 次世代の福祉教育の推進

地域福祉の担い手の裾野を広げるには、将来の福祉を担う人材を育てる必要があります。次世代を担う子どもたちに福祉を学ぶ機会を提供し、地域の一員としての意識を育てることにより、地域の福祉活動に参加するきっかけをつくります。

【SDGs 達成すべき目標】



(3) 社会福祉法人の連携・協働

【方向性】

社会福祉法の改正により、「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務となり、既存の制度では対応できない地域の福祉課題を解決する新たな仕組みとして期待されています。美濃加茂市内の社会福祉法人の連携・協働による公益活動に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 社会福祉法人の公益的な取組

美濃加茂市内の社会福祉法人が情報共有や意見交換する場をつくり、社会連携・協働して専門性を活かした公益活動に取り組むことで、安心して暮らせる地域づくりに貢献します。

【SDGs 達成すべき目標】



「美濃加茂市地域福祉活動計画〔第3期〕」の策定にあたって

—監修者のことば—

岐阜大学地域協学センター長・教授 益川 浩一
岐阜大学地域協学センター 准教授 大宮 康一

周知のとおり、「地域福祉活動計画」とは、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に規定された社会福祉協議会が中心となって、地域が抱える福祉課題の解決に向けて、市民やボランティアなどと協働して取り組むことを定めた民間の活動・行動計画です。

当然のことながら、「第3期 美濃加茂市地域福祉活動計画」（以下、「活動計画」と記す。）は、美濃加茂市が定める「美濃加茂市地域福祉計画」（以下、「福祉計画」と記す。）と基本理念を共有するものです。「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定にもとづき、地域福祉の推進に取り組みにむけての基本的な事項を市町村が定める行政計画です。

「福祉計画」では、その基本的な方向性を次のように見据えています。

・計画推進の主体

行政による公的支援のさらなる充実はもちろんのことであるが、「住民主体の地域福祉」を推進する。その際、市（行政）の基盤となるべき基層の住民自治組織（自治会等）を中心的な「足場」として、計画が進行していく。美濃加茂市の現状に鑑みるならば、地区社会福祉協議会が主要な役割を担うことが望ましい。

・目指す方向

「孤立」の解消とそれぞれに合った「足場」としての「居場所」づくり
顔の見える距離における「あてにし、あてにされる関係」（つながり、絆）の構築＝
“social capital”の蓄え→「向こう三軒両隣」の関係の復活
地域住民の相互承認関係の中での地域福祉推進

・最終的な目標

「自助」「共助」「公助」と言われていたものが有機的に連携した「地域力の強化」を土台とすることで、既存の制度による解決が困難な課題を解決する「地域共生社会」の実現

こうした「福祉計画」と軌を一にして、いわば車の両輪となって、本「活動計画」を着実に推進し、子ども・高齢者・障がい者など「誰一人取り残さない」（Sustainable Development Goals：SDG s 持続可能な開発目標）、全ての人びとが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現を目指していきます。「地域共生社会」の実現のためには、何よりも、市民の皆様のご理解とご支援が不可欠となります。どうか、「地域共生社会」実現のために、共に歩を進めていただきたく存じます。

なお、本「活動計画」は、美濃加茂市社会福祉協議会と岐阜大学（地域協学センター）の間で交わされた受託研究「美濃加茂市社会福祉協議会 令和元年度美濃加茂市地域福祉活動計画策定監修業務」の下で策定されたものであることを、最後に申し添えさせていただきます。ご協力を賜りました全ての皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

美濃加茂市地域福祉活動計画〔第3期〕

発行年月 令和2年3月

監 修 国立大学法人 岐阜大学 地域協学センター
〒501-1193

岐阜県岐阜市柳戸1番地1

発 行 社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会
〒505-0031

岐阜県美濃加茂市新池町三丁目4番1号

電話 0574-28-6111